

平成26年度第5回 一般競争入札（普通財産貸付）実施要領

大阪府都市整備部が所管する府有地で今後の利用形態が決まるまでの間、土地の有効活用を図り、府の収入に資することを目的としています。

貸付は、一般競争入札の方法により実施しますので、入札に参加希望される方は、この実施要領をよくお読みいただき、内容を十分に把握した上で、ご参加ください。

第1 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑩までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ていない者
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。）をしている者又は更正手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。）があった場合は、除く。
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑨ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- ⑩ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）。
- ⑪ 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払いをすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）。
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後、3年を経過した者を含む。）であること。
- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて、大阪府との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 大阪府公共工事等に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者
- (4) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。なお、申込者がこの規定に該当していないことを確認するため、同条例第24条第2項の規定に基づき、申込者の情報を大阪府警察本部長に提供しますので、予めご承知置きください。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税（大阪府に事業所が無い場合など、府税の納入義務がない者は、本店所在の都道府県税）に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (7) 応募時において、大阪府入札参加停止要綱（平成23年4月1日施行）第3条及び第4条に基づく入札参加停止措置を行われている者でないこと。（同要綱第8条により、入札参加停止業者から入札参加停止措置を引き継いでいる者を含む。）

- (8) 営業の実態が確認できない等の、いわゆるペーパーカンパニーと判断される者でないこと。

第2 貸付物件の募集条件

(1) 用途の指定

- ① 平面駐車場（但し、自社用に限る）及び資材置場としての利用に限りません（建物の建築は認められません）。指定用途を変更することはできません。
- ② 次のアからキに該当する使用はできません。
 - ア. 政治的又は宗教的用途に使用すること
 - イ. 悪臭・騒音・振動・土壌汚染・有毒ガスなど近隣環境を損なうと予想される用途に使用すること
 - ウ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、（ラウンジ、スナック等、規制対象業種に類する営業実態のものは、原則として営業時間を問わず使用できません。）同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（例：成人向け DVD ショップ等を含む。）の用途に使用すること
 - エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、
また、同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること
 - オ. 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の関係法令及び要綱等に違反する用途に使用すること。
 - カ. その他大阪府が適さないと判断した用途に使用すること
 - キ. 第三者をしてアからカの用途に使用させること

(2) 貸付の期間

- ① 貸付期間は、契約締結の日から起算し 5 年間とします。
- ③ 貸付に係る準備期間及び期間満了にともなう原状回復期間は、貸付期間に含みます。

(3) 貸付料

- ① 貸付料の発生時期
貸付料は、契約締結の日から発生します。
- ② 貸付料の額
 - ア. 大阪府が借借人として決定した者が提示した応募価格をもって年額貸付料とします。
 - イ. 応募価格は年額として百円単位としてください。
- ③ 貸付料の支払い
 - ア. 契約初年度は年度途中での貸付けとなりますので、年額貸付料を日割り計算し、百円未満を切上げた額とします。
 - イ. 指定された期日までに納付しない場合は、年額 5 % の遅延利息を徴収することがあります。

ウ．貸付料の支払いは、大阪府が発行する納入通知書により指定の期日までに納めるものとします。

(4) 登記

本件土地にかかる賃借権については、登記しないものとします。

(5) 貸付物件の借地権の譲渡、転貸等

賃借人は、本件借地権を譲渡、転貸することはできません。ただし、賃借人が法人であって、賃借人が一方の当事者となる会社合併等が生じる場合は、大阪府と協議の上、大阪府が書面による承諾を行なう場合に限り、本件借地権の譲渡ができるものとします。

(6) 契約保証金

- ① 賃借人は、大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 67 条に規定する契約保証金を契約締結までに納めてください。
- ② 契約保証金は、貸付料の滞納や、土地返還時の原状回復の不履行があった場合、その費用に充当することを目的としています。貸付料の滞納に充当した場合は、不足が生じた保証金を速やかに納付していただきます。
また、土地返還時の原状回復の不履行があった場合は、原状回復のための費用に充当し、残余金がある場合は返還しますが、不足が生じる場合は、賃借人に不足額を請求することとします。
- ③ 契約保証金は、年額貸付料と同額とします。
- ④ 契約保証金には、利子はありません。
- ⑤ 賃借人が当該物件を原状回復し、大阪府に引渡し手続完了後、大阪府は、賃借人からの請求に基づき、上記②に記載している充当金を控除後の、大阪府が認定した金額をもって保証金を返還します。なお、返還にあたっては、10 日程度要しますので、あらかじめご承知ください。

第 3 貸付料の改定

貸付料は、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定にともない、大阪府が算出した貸付料（最低貸付料）が応募価格を上まわった場合には、大阪府が算出した額に改定するものとします。

第 4 実地調査及び報告

物件の利用状況等を確認するため、大阪府職員が実地調査し又は報告を求めた場合は、賃借人及び転貸人は協力しなければなりません。

第 5 原状回復処置

貸付期間の満了、又は契約解除等により、契約を終了する時は、期間満了までに、賃借人の責任において、原状回復処置を実施していただきます。

第 6 現場説明の実施

募集物件毎に現地において現場説明を実施しますので、希望される方は、開始時間までに現地に集合の上、参加してください。なお、駐車場はご用意しておりません。

物件 番号	所 在 地 (土 地 地 番)	現 場 説 明 実 施 日 時
1	松原市岡七丁目 81 番 3 外 2 筆	平成 27 年 3 月 13 日 (金) 午後 3 時 30 分開始

○現場説明会は、30 分程度を予定しております。

○なお、募集物件の所在市町村において、現場説明会開始 2 時間前時点で大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発令されている場合は、現場説明会を中止とさせていただきます。予めご了承ください。

気象状況は、こちらから確認できます。⇒ [おおさか防災ネット](#)

○現場説明会での説明内容も募集要項の一部となります。

○なお、現場説明会が雨天等の理由により中止となった場合は、説明する予定であった情報をホームページ上で公表します。

第 7 質問受付期間

質問については、平成 27 年 3 月 23 日 (月) から平成 27 年 3 月 27 日 (金) までに別紙様式で、提出してください。

提出先 大阪府都市整備部用地室財産管理グループ (大阪府庁別館 7 階)

メールアドレス: yochi@sbox.pref.osaka.lg.jp

第 8 質問への回答

質問に対する回答は、平成 27 年 4 月 10 日 (金) 迄に行う予定です。

第 9 応募申込手続き

(1) 申込み方法

① 郵送で申込む場合 (必ず簡易書留でお願いします。)

申込受付期間 平成 27 年 4 月 13 日 (月) から平成 27 年 4 月 17 日 (金) まで
【4 月 17 日必着のこと】

送り先 〒540-8570 (住所書き不要)

大阪府都市整備部用地室財産管理グループ 宛

② 持参する場合

申込受付期間 平成 27 年 4 月 13 日 (月) から平成 27 年 4 月 17 日 (金) まで
【午前 9 時 30 分から午後 5 時まで】

提出先 大阪府都市整備部用地室財産管理グループ (大阪府庁別館 7 階)

※ 入札参加証は、入札申込後、審査の上適正と認められる方に返信用封筒で、入札保証金納付書とともに申込者に郵送します。審査により不適正と認められる申込については、文書等でご連絡します。

万一、平成 27 年 5 月 8 日 (金) までに入札参加証等が届かない場合は、大阪府都市整備部用地室財産管理グループまで、ご連絡ください。

(電話 06-6944-9326)

※ 返信用封筒 (定形封筒) には、返信先の住所・氏名等を必ず記入すると

ともに、82 円切手を貼ってください。

(2) 応募に必要な書類(各 1 通)※提出された書類は、返還しません。

法人	個人
① 入札参加申込書	
② 誓約書 (2種類あります) ※印鑑登録している印鑑を押印して下さい。	
③ 土地利用計画書 (別紙様式 1 による) ※概要、計画図 (工作物等を含む。)	
④ 返信用封筒 (定形封筒。切手貼付のうえ、返信先記載のこと。)	
⑤ 納税証明書 (法人は 2 種類、個人は 3 種類あります。)	
ア. 都道府県税事務所の発行する全税目の納税証明書 (「府税及びその附帯徴収金に未納の額の徴収金の額のないこと」 の納税証明書 (発行日から 1 ヶ月以内のものに限る))	
イ. 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 (証明書の種類は「その 3」(個人事業主は「その 3 の 2」、法人は 「その 3 の 3」でも可) (発行日から 1 ヶ月以内のものに限る))	
/	ウ. 市町村の発行する市町村税の納税証明書 (個人市町村民税、固定資産税、都市計画税) (発行日から 3 ヶ月以内のものに限る)

第 10 入札

(1) 日時 平成 27 年 5 月 19 日 (火) 午前 10 時 30 分開始

(2) 場所 大阪府契約局「第 3 入札室」(大阪府庁 分館 6 号館裏手)

ア. 駐車場は設けておりません。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

イ. 入札当日の受付は、各物件の入札開始時刻の 20 分前から行います。

ウ. 入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませいただかないと入札に参加することができません。お早めにご来場ください。

エ. 入札開始時刻になりますと、入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、ご注意ください。

オ. 入札書は、当日お渡しいたします。

(3) 入札当日に持参していただくもの

① 入札参加証 (大阪府から送付したものの原本。写しは不可。持参なければ参加できませんのでご注意ください。)

② 入札保証金納付書(入札申込後、郵送します。20～21 ページ参照)

③ 入札保証金(7～8 ページ参照)

④ 委任状(代理人の方が参加される場合のみ必要です。)

※入札参加申込書の申込者欄に記載された申込者の印鑑証明書とと

もに持参してください。

- ⑤ 印鑑(申込者の印鑑証明書の印影と同じ印鑑。代理人の方が入札される場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑)
- ⑥ 筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)
- ⑦ 本書(平成26年度第5回一般競争入札(普通財産貸付)実施要項)
- ⑧ 印鑑登録証明書

(4) 入札者が開札会場に不在の場合には、府の指定した者が当該入札者に代わってくじを引きます。

(5) 入札にあたっての注意事項

- ① 入札書には、入札者の住所・氏名(代理人の方が入札される場合は、その方の住所・氏名)を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状の「代理人使用印」に限る。)を、必ず押印してください。
- ② 入札書への金額の記入には、アラビア数字(0、1、2、3・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、貸付料の年額を記入してください。
- ③ 入札において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。
- ④ 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は、撤回をすることができません。
- ⑤ 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア. 入札金額が最低貸付料価格に達しない入札
 - イ. 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人
がした入札
 - ウ. 指定の日時まで提出しなかった入札
 - エ. 所定の入札書によらない入札
 - オ. 入札保証金を納付していない者の入札
 - カ. 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
 - キ. 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、その
全部の入札
 - ク. 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
 - ケ. 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
 - コ. 入札金額を訂正した入札
 - サ. 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- ⑥ 入札会場には受付で手続きを行い、入札保証金を納付した者以外は、入場できません。
なお、入札会場への入場は、申込者1者につき、合計2名までとします。

第11 入札保証金

- (1) 入札に参加される方には、入札当日の受付時に、入札保証金を納付していただきます。
- (2) 入札者は、入札保証金として、入札者が見積もる価格の100分の2以上の額を納付してください。
- (3) 入札保証金は、現金又は保証小切手(大阪手形交換所に加盟する金融機

関が振り出し、発行日から10日以内のものに限る。)で、納付していただきますよう、お願いいたします。

- (4) 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後、その場でお返しいたします。落札者の入札保証金は、落札者が入札保証金を契約保証金に充当するか、契約締結後、落札者に還付するまで、府においてお預かりします。
- (5) 入札保証金には、利子は付しません。
- (6) 入札保証金は、契約保証金に充当できます。
- (7) 落札者が納付した入札保証金を契約保証金に充当しない場合、契約締結後、落札者の請求により速やかに還付手続を開始します。
なお、請求から還付までは、10日程度要しますのでご注意ください。
- (8) 落札者が落札物件の契約を締結しないとき(落札後、本要項第1に定める入札に参加する者に必要な資格を有さない者であることが判明し、失格したときを含む。)は、入札保証金は還付されませんので、ご注意ください。
- (9) また、落札者が落札物件の契約を締結しなかった場合、その落札者は、用地室が実施する次の回の入札に参加することができませんので、ご注意ください。

【例】保証小切手の見本

- 入札保証金は、保証小切手でお願いします。
- この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、個人の振出小切手は受付できません。
- 一般には、金融機関に現金を持参するか、定期預金を担保にして、保証小切手を作成することができます。

小 切 手	銀行 渡 り
A 000000	大阪 2701 0000-000
○○銀行○○支店	
金額 ¥1,000,000※	
上記金額を 持参人 様へこの小切手と引き換えにお支払ください。	
振出日 平成 年 月 日	
振出地 ○○○市	
(株)○○銀行○○支店	
支店長 ○○○○ 印	

- (注) ①振出人、支払人とも同一金融機関。
②振出日から 10 日以内に限る。
③大阪手形交換所に加盟する金融機関が振り出した小切手。

第 12 落札者の決定

- (1) 入札締切り後、直ちに開札します。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、大阪府が定める最低貸付料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者。
 - ② ①に該当する者が 2 人以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより、決定します。(この場合、入札者はくじ引きを辞退できません。)

※ 入札の公平性・透明性確保のため、落札した物件については、その内容(物件所在地、貸付面積、落札者の住所・氏名・落札金額、申込者の住所・氏名・入札金額)をホームページ等で公表いたしますので、参加者はこのことを了承した上でお申込みいただいているものと判断します。
- (3) この決定は、あくまで応募のあった物件の賃借について落札者が大阪府と優先的に交渉する権利を得るものであり、法的に何らかの権利が発生するものではありません。したがって、落札者としての権利を第三者に譲渡あるいは転貸することはできません。

- (4) 利用計画については、この時点で決定したわけではございません。基本協定の段階で土木事務所の指導等により変更が生じることがあります。また、この決定は、決定者が提示した事業計画等が都市計画法又は建築基準法あるいは関係法令や要綱等に適合している旨、関係行政庁等に認められたことを意味するものではありません。
- (5) 落札者の方には、印鑑証明書を提出していただきます。
- (6) 大阪府では、大阪府暴力団排除条例の制定に伴い、府有財産の処分、貸付け等から暴力団を排除することとしております。したがって、同条例第24条、及び公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱第5条ならびに同要綱第6条の規定に基づき、落札者の個人情報収集のうえ、大阪府警察本部長に提供します。このため、落札者が法人の場合には、当該法人にかかる履歴事項全部証明書（1ヵ月以内に発行されたものに限る）及び、役員一覧表（大阪府が指定する様式）を速やかに提出していただきます。
- なお、落札者が個人の場合は、この公募にかかる入札参加の申込時に提出いただく誓約書に記載いただく個人情報を、同様に大阪府警察本部長に提供します。
- また、上記の書類を提出いただけない場合は、**落札は無効とします。**
- (7) 大阪府警察本部長より大阪府に対し、落札者（法人の場合は監査役を含む全役員）が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である旨の回答があった場合、落札は無効とします。
- なお、(6)、(7)により落札が無効となった場合は、**納付された入札保証金は返還しませんので、予めご了承ください。**

第13 貸付契約の締結及び決定の取消し

(1) 契約の締結

大阪府と落札者（以下、「貸借予定者」という。）は、提案された土地利用計画に基づき具体的な条件について協議の上、次の内容について契約を締結します。

- ① 事業着手予定日
- ② 貸付料の支払い
- ③ 契約保証金（年額貸付料相当額）の支払い
- ④ 借地権の譲渡、転貸、担保権の設定の取扱い
- ⑤ 貸付地の整備及び工作物等の工事・工程に関する具体的な時期と条件
- ⑥ その他、大阪府が必要と認める事項

(2) 貸付契約の締結

大阪府と貸借予定者との賃貸借契約は、平成27年6月18日（木）から平成27年7月7日（火）の間に、大阪府都市整備部富田林土木事務所において、別掲普通財産賃貸借契約書（案）により締結していただきます。

※賃貸借契約は、必ず「落札者」名義で締結していただきます。

※落札者は、府が発行する納入通知書により貸付料の全額を一括して支払わなければなりません。なお、入札保証金は契約保証金に充当できます。

(3) 貸借予定者決定の取消し

貸借予定者が正当な理由なくして、大阪府が指定する期日（「第14契約締結期限」に記載）までに普通財産賃貸借契約を締結しないとき、また、関係行

政庁との協議や地元調整が難航する等、契約の履行が確実にないと認められる場合は、予定者の決定を取消します。

(4) 危険負担

落札者は、面積その他物件明細に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、契約の無効を主張し、又は代金の減免を請求することはできません。

第 14 契約締結期限

平成 27 年 7 月 7 日（火）までに普通財産賃貸借契約書（案）を締結するものとします。

第 15 引渡し

本件地の引渡しは、現状有姿（あるがままの状態）で行います。

第 16 管理責任

貸付期間中の貸付地の管理は、賃借人が責任を持って行なっていただきます。なお、万一貸付期間中に貸付地内において事故等が発生した場合は、賃借人の責任において処理していただきます。

第 17 費用負担等

募集への参加、契約締結、その他この契約に関する一切の費用（収入印紙等）は、募集申込者の負担とします。

第 18 その他

問い合わせ先

大阪府都市整備部用地室財産管理グループ

担当 中谷、釜下、澤埜

TEL 06（6944）9326

貸付物件一覧表

物件 番号	所 在 地 (住居表示)	地 目	貸付期間 (年)	貸付面積 (㎡)	最低貸付料 (年額) 円	入札日
1	松原市岡七丁目 8 1 番 3 外 2 筆 (松原市岡七丁目 8 1 番付近)	宅地	5	781.38	2,671,400	5月19日 10時30分 から

普通財産の貸付 一般競争入札 入札会場のご案内

【府庁周辺案内図】



質 問 書

平成 年 月 日

1 応募申込予定者

所在地	〒		
社名			
代表者			
担当者	所属部課名		
	氏名		役職
	連絡先	電話	FAX
		メールアドレス	

2 質疑事項

質問事項	質問内容

平成26年度 第5回
普通財産の貸付
入札参加申込書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

平成26年度第5回 普通財産の貸付一般競争入札に参加したいので、募集要項の各条項を承知の上、申し込みます。

1 物件番号 第1号

物件所在地 松原市岡七丁目81番3外2筆

申込者住所

氏 名
(法人名及び代表者)

⑩

担 当 者

電 話 番 号

2 添付書類 (内容については、実施要項で確認願います。)

- ① 誓約書 (2種類)
- ② 土地利用計画書(別紙様式1による)
- ③ 返信用封筒(定形封筒。切手貼付のうえ、返信先記載のこと。)
- ④ 証明書類

※ 入札参加証は、入札申込後審査の上、適正と認められる方に郵送します。

平成 26 年度 第 5 回
普通財産の貸付
入札参加証

用地第 号
平成 年 月 日

様

大阪府知事 松井 一郎

平成 年 月 日付け、入札参加申込を受付しました下記物件の入札につきまして、応募書類・利用計画の審査の結果、参加することを認めます。

1 物件番号 第 1 号

物件所在地 松原市岡七丁目 8 1 番 3 外 2 筆

(注 意)
この参加証は、入札当日に
必ず持参してください。

誓 約 書

私は、大阪府が実施する「平成26年度第5回 一般競争入札（普通財産貸付）実施要領」の一般競争入札の申し込みにあたり次の事項を誓約します。

1. 一般競争入札（普通財産貸付）実施要領項第1に定める応募に必要な資格を有しています。
2. 応募に際し、一般競争入札（普通財産貸付）実施要領、その他関係法令をすべて承知の上で参加します。
3. 現状有姿で賃貸借契約を締結し、現地におけるネットフェンス等の付帯施設の撤去等現状変更については、大阪府と協議の上実施します。
4. 事業実施に関する隣接土地所有者、地域住民及び関係機関との調整については、すべて賃借決定者において行うことを承知の上で応募します。
5. 入札結果に関しては、大阪府のホームページにその内容（物件所在地、貸付面積、落札者の住所・氏名・落札金額、申込者の住所・氏名・入札金額が公表されることに同意します。

平成 年 月 日

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名・代表者氏名)

Ⓜ

誓 約 書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、借地権及び私所有の建物を第三者に譲渡又は転貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

平成 年 月 日

申込者

住 所
(所在地)
フリ ガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)

⑩

生年月日

応募者氏名（法人名）			
物件番号	第 1 号	所在地	松原市岡七丁目8 1 番3外2筆

使 用 目 的 及 び 概 要	
(使用目的)	
(概 要)	

計 画 図	
Empty space for the plan diagram	

土地利用計画書

応募者氏名（法人名）		〇〇 〇〇	
物件番号	第 〇 号	所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇-〇

使用目的及び概要

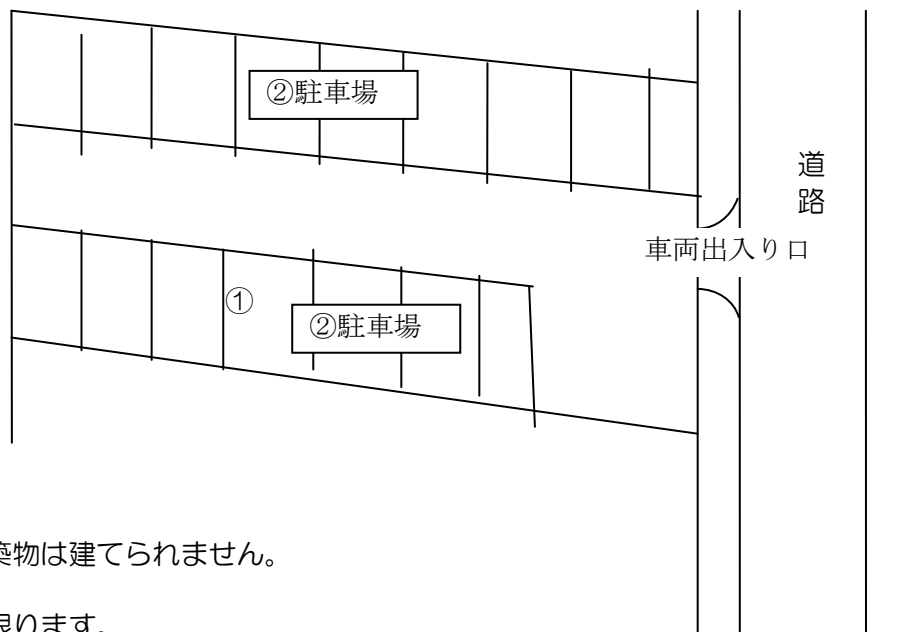
（使用目的）
駐車場

（概要）
② 部分は、月極駐車場とする。
① 部分は、時間貸駐車場とする。
イメージは下記のとおり。

※出来るだけ詳しく記入してください。

計 画 図

※下図に入りきらない場合は、「別紙のとおり」としてください。



※住宅等の建築物は建てられません。

※平面利用に限ります。

※ 入札保証金納付書は、入札申込後、審査の上、適正と認められる方に郵送します。

整理番号

NO

入札保証金納付書

平成 年 月 日

大阪府都市整備部用地室長 様

入 札 者
住所(所在地)

氏 名
(法 人 名)
(代 表 者 名)

印

代理人
住所(所在地)

氏 名

印

物件番号第 1 号平成26年度第5回 一般競争入札（普通財産貸付）の貸付の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

保証金額		¥				
内 訳	現 金	¥				
	有価証券	¥				
	有価証券 明細	証券名	種 別	記号番号 枚 数	額 面	備考 (発行年月日)
	合計					
上記の保証金を受け取りました。(入札終了後)氏名						
						印

- (注) 1 入札しようとする物件ごとに提出してください。
 2 当日の受付までに、必ず必要事項を記入して記名、押印しておいてください。
 3 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

大阪府 使用 欄	保証金領収確認欄(保証金受入係)	大阪府都市整備部用地室長	印
	保証金保管確認欄(保証金保管係)	大阪府都市整備部用地室出納員	印
	保証金還付確認欄(本書と引換えに還付：保証金受入係)	大阪府都市整備部用地室長	印

【記入例】

※ 入札保証金納付書は、入札申込後、審査の上、適正と認められる方に郵送します。

整理番号
NO

入札保証金納付書

平成 年 月 日

大阪府都市整備部用地室長 様

入 札 者
住所(所在地) 大阪府中央区〇〇町 1-2-3

氏 名 〇〇〇株式会社
(法人名) 代表取締役 大阪 太郎 印
(代表者名)

代理人
住所(所在地) 大阪府北区〇〇町 1-2

氏 名 天満 花子 印

物件番号第 1 号平成 26 年度第 5 回 一般競争入札（普通財産貸付）の貸付の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

保証金額		¥ 〇〇〇〇〇			
内 訳	現金	¥			
	有価証券	¥ 〇〇〇〇〇			
	証券名	種 別	記号番号 枚 数	額 面	備考 (発行年月日)
	〇〇銀行〇〇支 店発行小切手	銀行支払保 証小切手	A000000 1 枚	¥000,000	〇年〇月〇日
	合計		¥000,000		
上記の保証金を受け取りました。(入札終了後)氏名 印					

- (注) 1 入札しようとする物件ごとに提出してください。
2 当日の受付までに、必ず必要事項を記入して記名、押印しておいてください。
3 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

大阪府 使用欄	保証金領収確認欄(保証金受入係)	大阪府都市整備部用地室長	印
	保証金保管確認欄(保証金保管係)	大阪府都市整備部用地室出納員	印
	保証金還付確認欄(本書と引換えに還付：保証金受入係)	大阪府都市整備部用地室長	印

整理番号

NO

※ 入札書は、入札当日にお渡しします。

入 札 書

- ・金額はアラビア数字とすること
- ・訂正しないこと
- ・初めの数字の頭に¥をいれること

金 額	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	壹
								0	0

ただし、物件番号第1号一般競争入札価格の年額
平成26年度第5回 一般競争入札（普通財産貸付）実施要領等を承知の上、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

入 札 者	住 所 (所在地)
	氏 名 (法人名・代表者名) ①

代 理 人	住 所 (所在地)
	氏 名 ① (代理人使用印)

大阪府知事 様

係員
認印

(注1) 黒又は青のボールペンにより記入すること。

(注2) 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、
代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

大阪府使用欄	
受付係確認欄	整理番号
	NO.

委 任 状

平成 年 月 日

私は、平成 26 年度第 5 回一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

- 1 委任する権限
一般競争入札に関する一切の権限
- 2 代理人

住 所

氏 名

代理人使用印

入札申込者

住 所

氏 名

Ⓜ
(印鑑登録印)

- (注) 1 入札申込者の印鑑証明書(発行日より 1 か月以内のもの)を必ず持参し、受付に提示してください。(受付で照合の後、お返しします。)
- 2 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

普通財産賃貸借契約書（案）

賃貸人大阪府（以下「甲」という。）と借借人〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり普通財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、本契約書及び甲が定める「平成26年度第5回一般競争入札（普通財産貸付）実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有する末尾記載の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に賃貸する。

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を実施要領、物件明細に記載された貸付条件を遵守し、確実かつ円滑に推進し使用しなければならない。

（賃貸借の期間）

第4条 貸付物件の賃貸借の期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（禁止用途）

第5条 乙は、貸付物件を次の各号に掲げる用に供してはならない。

- (1) 政治的又は宗教的な用に供してはならない。
- (2) 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損うと予想される用に供してはならない。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用に供してはならない。
- (5) その他大阪府が貸付けに適さないと判断した用に供してはならない。
- (6) 第三者をして第1号から第5号の用に供してはならない。

(7) 平面駐車場（自社用に限る）及び資材置場としての利用に限ります（建物の建築は認められません）。

（賃貸料及び契約保証金）

第6条 貸付物件の貸付料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 貸付料は、年額金〇〇〇〇円とする。
- (2) 本契約の契約保証金は、前項の年額に相当する額とする。
- (3) 前項の契約保証金は、本協定締結後、甲の発行する納入通知書（※1）により本契約締結までに納入しなければならない。
- (4) 契約保証金は、契約が終了したときに、未払い貸付料等があるときはこれを控除して、本件土地の返還後、甲は、乙に対して金利を付さず返還するものとする。

（賃貸料の支払）

第7条 乙は、前条に定める賃貸料を、甲の発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、前項に定める支払期限までに賃貸料を支払わなかったときは、本契約の効力を失うものとする。
- 3 本件土地の貸付料は、年額〇〇〇〇円也とする。ただし、1年未満の期間については、日割計算によるものとする。なお、100円未満は切り上げとする。
- 4 貸付料は、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定にともない、大阪府が算出した貸付料（最低貸付料）が第1項に定める貸付料をうわまわった場合は、大阪府が算出した額に改定するものとする。
- 5 第1条に規定する本件土地の面積と本件土地の実測面積が異なることを理由とする貸付料の調整等を行わないものとする。

（かし担保）

第8条 乙は、この契約締結後、貸付物件について数量の不足その他かくれたかしのあることを発見しても、賃貸料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

（維持保存の義務）

第9条 乙は、善良な管理者の注意をもって貸付物件を維持保存しなければならない。

(使用上の制限)

第10条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 貸付物件を転貸し、又は貸借権を譲渡しないこと。
- (2) 貸付物件の形質を改変しないこと。
- (3) 貸付物件を第3条の使用目的以外に使用しないこと。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 乙は、貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(住所変更等の届出)

第12条 乙は、その住所又は氏名（法人にあつては、名称又は代表者の氏名）に変更があったときは、速やかに書面をもって甲に届け出なければならない（実地調査等）

第13条 甲は、貸付物件について随時その状況を実地に調査し、乙に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第14条 乙は、第17条第2号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、乙は甲に金(年額貸付料の3割)円を違約金として支払わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当する者と認められるとき。
- (3) 甲又は国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体において公用または公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (4) 貸付料を期日までに支払わないとき。

2 乙は、前項第1号の規定によりこの契約を解除された場合において甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸付物件の返還等)

第16条 乙は、前条第1項の規定によりこの契約を解除されたとき、又は賃貸借の期間が満了したときは、甲の指定する期日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。

2 甲は、乙が前項の甲の指定する期日までに貸付物件を甲に返還しないときは、乙に対し相当な損害金を請求できるものとする。

3 貸付物件の返還後、貸付物件内に残置した物件はすべて甲の所有に帰し、これにより乙が損害を被っても、甲に対して何らの請求をしないものとする。

4 甲は、この契約を解除した場合には、既納賃貸料の過納分について甲の計算により算定した額を乙に還付する。ただし、その額が1,000円未満の場合には、この限りでない。

5 前項の還付金については、利息を付さないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第18条 この契約の締結に要する収入印紙税等必要な費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、甲、乙、双方とも誠実に紛争解決に努力するものとする。

2 甲乙間で紛争が解決できない場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として紛争の解決に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大阪府

〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇土木事務所

所長 〇〇 〇〇

印

乙 (住所)

(氏名)

印

※1 納入通知書の有効期限は通常の場合、各納入通知書に記載の支払期限までです。

物 件 の 表 示

所 在	地 番	地 目	貸付面積 (㎡)
松原市岡七丁目	81番3外2筆	宅地	781.38